

# 情報提供

那医発第 630 号  
令和 8 年 3 月 6 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「医療安全等関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲医発第 1613 号 F  
令和 8 年 3 月 4 日

地区医師会医療安全担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 天願 俊穂  
(医療安全担当理事)  
(公 印 省 略)

## 医療安全等関係通知の送付について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より医療安全等関係通知が届いておりますので、本通知をもってお知らせすると共に、以下に概略を説明申し上げます。

- ① については、今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年厚生労働省令第 117 号）の施行に伴い、課長通知の内容の一部が改正されることをお知らせするものです。
- ② については、先般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品が公布され、来る 5 月 1 日から適用されることをお知らせするものです。
- ③ については、今般、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県知事宛てに、病院において把握すべき重大事象の類型化について通知が発出されたことをお知らせするものです。
- ④ については、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より日本製薬団体連合会安全性委員会委員長宛て「使用上の注意」の改訂に関する通知が発出されたことをお知らせするものです。
- ⑤ については、厚生労働省医薬局医薬安全対策課より、製造販売業者代表者宛て医療機器の「使用上の注意」の改訂に関する通知が発出されたことをお知らせするものです。

貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員に対する周知方についてご高配くださいますようお願い申し上げます。

なお、当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	第 1905 号	R8.2.26	「医薬品等の注意事項等情報の提供について」の一部改正について
②	第 1906 号	R8.2.26	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の十一第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品（告示）の適用について
③	第 1914 号	R8.3.2	病院等において把握すべき重大事象の類型化について
④	第 1917 号	R8.3.2	「使用上の注意」の改訂について
⑤	第 1918 号	R8.3.2	医療機器の「使用上の注意」の改訂について

沖縄県医師会庶務課

TEL: 098-888-0087 FAX: 098-888-0089

shomu@ml.okinawa.med.or.jp